

3高在療第32号

高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、下記について諮詢します。

令和3年5月27日

高知県知事

記

1 個人情報の目的外提供の制限の例外に関する事項

下表を、条例第10条第1項第7号に該当する事項の個別事項として取り扱うことについて。

番号	担当課室	事務の名称	提供先
	在宅療養推進課	高知県における認知症又は認知症の疑いがある行方不明 高齢者の早期発見に向けた連携推進に関する協定（案）	高知県警察本部

個人情報の目的外提供の制限の例外に関する調査票

(条例第10条第1項第7号)

令和3年5月27日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	健康政策部在宅療養推進課
個人情報取扱事務の名称	高知県における認知症又は認知症の疑いがある行方不明高齢者の早期発見に向けた連携推進に関する協定（案）
個人情報を収集する目的及び理由	認知症または認知症の疑いのある行方不明高齢者を早期発見するため
個人情報を収集する根拠法令等	なし
目的外提供をする個人情報の内容	県が取得した対象範囲：認知症及び認知症の疑いのある65歳以上の高齢者 項目：氏名、性別、生年月日、住所、GPS端末機の使用機器メーカー、品名及びロット番号
提供先	高知県警察本部
目的外提供する理由又は必要性等	<p>高知県では、令和7年には65歳以上人口のうち5人に1人が認知症になると推計されており、認知症高齢者数は令和17年まで増加を続け、約49,099人と推計されている。また、認知症を理由とする行方不明高齢者数は、ここ数年60～70人ほどで推移し、令和元年には6人の方が不幸にも死亡で発見されている。</p> <p>このような背景もあり、県では認知症又は認知症の疑いのある65歳以上高齢者で徘徊行動により行方不明になるおそれのある高齢者に対してGPS等の端末機器を導入する市町村にその経費を補助する事業を始めるところである。</p> <p>併せて、高知県と高知県警察本部とは「高知県における認知症又は認知症の疑いがある行方不明高齢者の早期発見に向けた連携推進に関する協定（案）」を締結することにより、行方不明高齢者の早期発見のための情報共有体制を強化することとしている。</p> <p>この協定をもとに、県は認知症高齢者の氏名やGPSロット番号等、当該補助事業を通じて収集した情報を予め警察本部へ提供しておくことで、警察に行方不明者の通報があった場合において、その内容が不十分（氏名のみなど）であったとしても、家族に本人の居場所を特定することができるため。</p>